

## 「介護用品給付事業を申請する前に」

①要介護認定者及び介護者の方は、佐久市に住民登録されていますか？

- 登録されている
- 登録されていない → 該当しません

②要介護認定者及び介護者が属する世帯において、全員の方が市民税非課税ですか？

- 世帯全員が非課税である
- 課税されている方がいる → 該当しません
- 不明 → 該当しない可能性があります

③申請日の2ヵ月前から現在まで、在宅で介護している。もしくは、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）中、6ヵ月以上在宅で介護しており、申請日に在宅で介護をしていますか？

- している
- していない → 該当しません

※ ケアマネジャーから在宅で介護をしている証明を受けてください。  
証明書の様式は裏面にあります。

※ 該当しません の項目にチェックがない方は「要介護認定者介護用品給付申請書」に必要事項を記入し、介護用品取扱業者からの見積書（注1）を添付し、佐久市役所高齢者福祉課高齢者事業係または、支所の高齢者児童福祉係に提出してください。申請後、内容を精査し、給付（却下）決定書を送付いたします。

注1 裏面を参考に、給付限度額相当の見積書を添付してください。

④見積を徴する前に支給限度額はいくらになりますか？（見積書の支給限度額の考え方）

- 要介護 1 → 月 700円分
- 要介護2・3 → 月2,300円分
- 要介護4・5 → 月4,200円分

【例1】要介護度2の方で6月に申請する場合

翌年3月までの10ヵ月分

・月額2,300円×10ヵ月分＝23,000円  
限度額23,000円分の介護用品の見積書を添付してください。

【例2】要介護度2の方で10月に申請する場合

翌年3月までの6ヵ月分

・月額2,300円×6ヵ月分＝13,800円  
限度額13,800円分の介護用品の見積書を添付してください。

給付限度額計算表

要介護1の方 月額 700円分

要介護2・3の方 月額 2,300円分

要介護4・5の方 月額 4,200円分

<申請する月に○をつけ、下の表にあてはめてください。>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
12ヵ月分	11ヵ月分	10ヵ月分	9ヵ月分	8ヵ月分	7ヵ月分	6ヵ月分	5ヵ月分	4ヵ月分	3ヵ月分	2ヵ月分	1ヵ月分

月額	X	残月数	=	給付限度額
円		月		円

給付限度額相当の見積書を添付してください。

※見積書は給付限度額に応じて、年2回まで提出できます。

(2回目の提出時には先に送付した決定通知書を添付してください)

「在宅での介護期間の証明書」

要介護認定者 氏名 \_\_\_\_\_

介護者 氏名 \_\_\_\_\_

(①か②のいずれか該当する方に○をしてください)

① 令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)中、6ヵ月以上在宅で介護しており、申請日に在宅で介護をしていることを証明いたします。

② 申請日の2ヵ月前から現在まで、在宅で介護していることを証明いたします。

年 月 日

佐久市長 様

居宅介護支援事業所名  
ケアマネジャー

(申請書、見積書と一緒に提出してください)